

# 泉大津市公共施設等太陽光発電設備導入調査業務委託仕様書

## 1 目的

国は、地域脱炭素ロードマップ（2021年6月策定）に示すとおり、2030年までに自治体の建築物等（以下「公共施設等」という。）の約50%以上に太陽光発電設備の導入を目指すこととしている。本業務ではこの目標を踏まえつつ、今後、公共施設等への効果的な太陽光発電設備導入を図っていくための太陽光発電設備導入可能性調査及び事業化の検討を行うことを目的とする。

## 2 業務名称

泉大津市公共施設等太陽光発電設備導入調査業務

## 3 業務期間

契約締結日から令和6年1月15日まで

## 4 業務内容

### (1) 既存公共施設等の基礎データの収集・整理

公共施設等（74施設程度、駐車場等含む）について、市（委託者）が提供する資料等を基に施設情報（施設分類、築年数、屋根の構造、改修履歴、電力使用状況等）を収集し、太陽光発電設備等の導入が可能な施設等を抽出する。また、その抽出条件を明らかにする。

### (2) 設置可能性の判断

(1)で抽出した施設について、地図データや航空写真等を活用し、屋根状況や影等の状況等を勘案し太陽光発電設備等の導入可能な面積等を確認する。なお、導入可能と判断した施設については、導入可能な設備容量やCO<sub>2</sub>削減量について概算を算出する。

### (3) 優先導入施設の抽出

今後導入を進めていく際の優先順位の考え方を整理し、(2)の調査結果を参考に、2030年までに優先して導入することが望ましい施設の抽出を行った上で、特に直近で導入することが望ましい施設（15施設程度）の抽出を行う。なお、除いた施設については課題等を整理する。

### (4) 個別施設詳細調査の実施

(3)で抽出した、直近で導入することが望ましい施設（15施設程度）について、選定施設毎に現地調査を行い、その結果を整理する。その際、電力の需給状況、保安スペース、建築物の存続期間、災害リスク等、設備導入に必要な情報や課題等を考慮する。

### (5) 導入方針・基本計画案の検討

(4)の結果を踏まえ、直近で導入することが望ましい施設に関する事業性を検討し、以下の表中の項目を中心に、導入方針を含めた導入計画案を作成する。

1	事業スキーム	導入方法の検討、補助金の活用、概算事業費
2	導入する設備の概要	設置工法、レイアウト、導入容量、蓄電池の有無等
3	想定発電量	発電シミュレーション等
4	導入効果	CO <sub>2</sub> 削減量、経済効果等
5	耐荷重による設置の有無	積載荷重許容
6	留意すべき固有事情	日影の範囲、屋上防水シートのメンテナンス時期等
7	各種課題と課題への対応方針	建築基準法等の法令順守、反射光や騒音等の影響等

## 5 成果物・報告書の作成

前項の業務内容(1)から(5)の結果等をとりまとめた成果物を作成し、下

記のとおり提出する。

- (1) 報告書 1 部
- (2) (1)の概要版 1 部 (A3 サイズ 1 枚程度)
- (3) 協議録 1 式
- (4) (1)から(3)までの原稿電子データ 1 式 (PDF 版及び Word・Excel データ)
- (5) (1)に関連する各種検討資料及び調査データ 1 式

## 6 打合せ・協議

本業務を円滑に実施するため、打合せ・協議は、初回、中間、納品時 のほか、必要に応じて適宜実施する。なお、実施方法は原則対面とする が、協議によってオンラインとする。

## 7 特記事項

- (1) 設置可能性の調査、優先導入施設の抽出、詳細調査及び計画の作成 等については、一級建築士等の有資格者の知見や建築基準法等の法令 の観点から検討すること。
- (2) 優先導入施設の抽出については、蓄電池の設置による災害活動拠点 及び避難所等としての利活用等、防災的観点からも十分に検討すること。
- (3) 仕様書の内容に疑義が生じた場合及び記載されていない事項が生じた場合は、速やかに市と受託者が協議して定めた上、受託者は市の指示に従うこと。
- (4) 業務完了後に過失・疎漏等により不良箇所が発見された場合は、市 の認める修正及びその他必要な作業を受託者の負担で行うものとする。
- (5) 市は、環境省「令和 5 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり 支援事業) (第 1 号事業の 3)」に申請しているため、補助事業者とし て採択された場合は、仕様書の内容の他、同補助金交付規定の定めに

従い業務を行うものとする。